

令和3年11月22日

第15回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

## 第15回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和3年11月22日(月)午後3時

場 所 倉吉市役所 A会議室

### 1 開 会

### 2 前回会議録承認

### 3 会議録署名委員の選出

### 4 議 事

- (1) 議案第40号 令和3年度教育費補正予算について…………… 1
- (2) 議案第41号 倉吉市立小学校及び中学校管理規則及び倉吉市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について…………… 2
- (3) 議案第42号 倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱の制定について…………… 9
- (4) 議案第43号 倉吉市共同学校事務室運営要綱の制定について…………… 14
- (5) 議案第44号 倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について…………… 19
- (6) 議案第45号 倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱の制定について…………… 23

### 5 協議事項

- (1) 令和4年度学校閉庁について…………… 29
- (2) 令和3年度末倉吉市学校教職員人事異動方針について…………… 30

### 6 教育長報告

### 7 報告事項

各課報告(別紙)

### 8 その他

### 9 閉 会

議案第 40 号

令和 3 年度教育費補正予算について

次のとおり令和 3 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 11 月 22 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 41 号

倉吉市立小学校及び中学校管理規則及び倉吉市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について

次のとおり倉吉市立小学校及び中学校管理規則及び倉吉市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正することについて、本委員会の承認を求める。

令和 3 年 11 月 22 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

倉吉市立小学校及び中学校管理規則及び倉吉市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正について

【改正理由】

平成29年3月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により共同学校事務室が制度化され、鳥取県教育委員会において、令和4年度から鳥取県内すべての市町村立学校で共同学校事務室の運用を開始することとされました。

このため、共同学校事務室の室務に当たることとなる事務職員の職務に関する規定を改め、共同学校事務室の設置、処理する事務等について定めることその他所要の改正を行うよう倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正 第1条関係
  - (1) 児童生徒の特別活動の大綱の教育委員会への報告義務を削ることとした。 (第6条関係)
  - (2) 準教科書の使用を、承認制から届出制に改めるとともに、休業中に使用する各種の学習帳等の届出義務を削ることとした。 (第12条、第13条関係)
  - (3) 事務職員の職務を改めることとした。 (第15条の3関係)
  - (4) 分校主任に関する規定を削ることとした。 (第17条関係)
  - (5) 学校栄養主任に関する規定を削ることとした。 (旧第20条の3関係)
  - (6) 事務主幹、事務副主幹及び事務主事の職務を整理することとした。 (新第20条の3関係)
  - (7) 舎監に関する規定を削ることとした。 (旧第20条の5関係)
  - (8) 学校事務共同実施組織を共同学校事務室に改めるとともに、共同学校事務室の設置、これに置く職員、処理する事務等について定めることとした。 (新第20条の8関係)
  - (9) 寄宿舎に関する規定を削ることとした。 (第28条の2関係)
  - (10) その他所要の改正を行うこととした。
- 2 倉吉市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正 第2条関係

学校教育課長の専決事項から、準教科書の使用の承認に関することを削ることとした。

(第23条関係)
- 3 この規則は、令和4年4月1日から施行することとした。 附則関係

倉吉市立小学校及び中学校管理規則及び倉吉市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部を改正する規則

(倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第1条 倉吉市立小学校及び中学校管理規則(昭和43年倉吉市教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>)第33条第1項の規定に基づき、倉吉市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の管理運営に関する基本的事項を定め、もって適正かつ円滑な学校運営を図ることを目的とする。</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(校外行事)</p> <p>第7条 学校が修学旅行又は宿泊を伴う校外行事を実施しようとする場合には、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第12条 <u>削除</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき、倉吉市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の管理運営に関する基本的事項を定め、もって適正かつ円滑な学校運営を図ることを目的とする。</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 校長は、毎学年始めに児童会、生徒会及びクラブ活動等児童生徒の特別活動の組織、指導教員並びに活動の大綱について教育委員会に報告しなければならない。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(校外行事)</p> <p>第7条 学校が修学旅行又は宿泊を伴う<u>水泳、登山等</u>の校外行事を実施しようとする場合には、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>準教科書の承認</u>)</p> <p>第12条 <u>学校が教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)を学年又は学級で使用する場合には、校長は、その教材の実物1部を</u></p>

<p>(<u>準教科書及び教材の届出</u>)</p> <p>第13条 校長は、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>学年又は学級の教材として、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）を使用する場合</u></p> <p>(2) <u>学年又は学級の全員若しくは特定の集団の教材として、副読本、問題集、練習帳、解説書その他の参考図書等を計画的、かつ、継続的に使用する場合</u></p>	<p><u>添えて使用1月前までに教育委員会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(教材の届出)</p> <p>第13条 学校が学年又は学級全員若しくは特定の<u>集団全員の教材として計画的、かつ、継続的に次に掲げるものを使用する場合には、</u>校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>副読本、問題集、練習帳、解説書その他の参考書等</u></p> <p>(2) <u>休業中に使用する各種の学習帳、練習帳、問題集、日記帳等</u></p>
<p>(職員組織)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。</p> <p>第15条の3 校長以外の職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>事務職員は、事務をつかさどる。</u></p> <p>(8) <u>講師は、教諭に準ずる職務に従事する。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>(職員組織)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて<u>助教諭又は講師を、</u>養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。</p> <p>第15条の3 校長以外の職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>事務職員は、事務に従事する。</u></p> <p>(8) <u>助教諭は、教諭の職務を助ける。</u></p> <p>(9) <u>講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>
<p>第17条 <u>削除</u></p>	<p>(<u>分校主任</u>)</p> <p>第17条 <u>分校に分校主任を置く。</u></p> <p>2 <u>分校主任は、その分校の校務について校長の職務を補佐する。</u></p> <p>3 <u>分校主任は、職員のうちから校長の意見を聴いて教育委員会がこれを命ずる。</u></p> <p>(<u>学校栄養主任等</u>)</p> <p>第20条の3 学校に学校栄養主任又は学校栄養職員を置くことができる。</p> <p>2 学校栄養主任又は学校栄養職員は、校長の監</p>

<p>(事務主幹等)  <u>第20条の3 略</u>  2 略  3 <u>事務主幹は、事務職員が行う事務を総括する。</u>  4 <u>事務副主幹は、事務に関する事項について、連絡調整及び指導助言に当たる。</u>  5 <u>事務主事は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。</u></p>	<p><u>督を受け、学校給食に関する職務に従事する。</u>  (事務主幹等)  <u>第20条の4 略</u>  2 略  3 <u>事務主幹、事務副主幹及び事務主事は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。</u></p>
<p>(主任等の任期)  <u>第20条の4 略</u></p>	<p>(舎監)  <u>第20条の5 学校の寄宿舎に舎監を置く。</u>  2 <u>舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童生徒の指導に当たる。</u></p>
<p>(衛生推進者)  <u>第20条の5 略</u></p>	<p>(主任等の任期)  <u>第20条の6 略</u></p>
<p>(部活動指導員)  <u>第20条の6 略</u></p>	<p>(衛生推進者)  <u>第20条の7 略</u></p>
<p>(職員会議)  <u>第20条の7 略</u></p>	<p>(部活動指導員)  <u>第20条の8 略</u></p>
<p>(共同学校事務室)  <u>第20条の8 教育委員会は、法第47条の4第1項の規定に基づき、その指定する2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する2以上の学校のうちいずれか1の学校に、共同学校事務室を置く。</u>  2 <u>共同学校事務室に、室長のほか、必要に応じて室長補佐及び室員を置く。</u>  3 <u>前項の室長、室長補佐及び室員は、1の共同学校事務室において事務を共同処理する学校(以下「構成校」という。)の事務職員をもって充てる。</u>  4 <u>教育委員会は、室長に構成校の事務主幹のうちからこれを充て、室長補佐に構成校の事務主管又は事務副主幹のうちからこれを充てる。ただし、やむを得ないと認めるときは、構成校以外の事務職員である事務主幹を構成校の室長に充てることができる。</u>  5 <u>共同学校事務室において処理する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第7条の2第1号及び</u></p>	<p>(職員会議)  <u>第20条の9 略</u>  (学校事務共同実施組織)  <u>第20条の10 教育委員会は、学校における事務及び業務の効率化並びに学校運営に関する支援を行うため、学校事務共同実施組織を置く。</u></p>

<p>第2号に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 別に定める事務職員の職務のうち、共同で行うことにより効率化及び適正化が図られる事務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事務</p> <p>6 前項に掲げるもののほか、共同学校事務室の組織、運営、業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(休暇の承認)</p> <p>第23条 職員の休暇の承認は、校長が行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、校長はあらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 教育委員会が必要と認めたとき。</p> <p>(設置)</p> <p>第34条 教育委員会は、法第47条の5の規定に基づく学校運営協議会として、学校に地域学校委員会を設置する。</p>	<p>2 学校事務共同実施組織の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(休暇の承認)</p> <p>第23条 職員の休暇の承認は、校長が行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、校長はあらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 教育委員会が必要と認めたとき。</p> <p>(寄宿舍)</p> <p>第28条の2 寄宿舍の管理運営に関する事項については、この規則に定めるものを除くほか、校長が定める。</p> <p>(設置)</p> <p>第34条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会として、学校に地域学校委員会を設置する。</p>
--	---

(倉吉市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正)

第2条 倉吉市教育委員会事務局組織等に関する規則（昭和44年倉吉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前																										
<p>(課長の専決事項)</p> <p>第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課長</th> <th style="width: 85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>1 及び 2 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3</u> 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>4</u> 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課長	専決事項	略		学校教育課長	1 及び 2 略		<u>3</u> 略		<u>4</u> 略	略		<p>(課長の専決事項)</p> <p>第23条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課長</th> <th style="width: 85%;">専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>1 及び 2 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 <u>準教科書の使用の承認に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>4</u> 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5</u> 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課長	専決事項	略		学校教育課長	1 及び 2 略		3 <u>準教科書の使用の承認に関すること。</u>		<u>4</u> 略		<u>5</u> 略	略	
課長	専決事項																										
略																											
学校教育課長	1 及び 2 略																										
	<u>3</u> 略																										
	<u>4</u> 略																										
略																											
課長	専決事項																										
略																											
学校教育課長	1 及び 2 略																										
	3 <u>準教科書の使用の承認に関すること。</u>																										
	<u>4</u> 略																										
	<u>5</u> 略																										
略																											

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 42 号

倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱の制定について

次のとおり倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱を制定することについて、本委員会の承認を求める。

令和 3 年 11 月 22 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

## 倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱の制定について

### 【制定理由】

令和4年度から倉吉市立小学校及び中学校（以下「小中学校」といいます。）において、小中学校の事務を共同で処理する共同学校事務室が運営開始されることに伴い、小中学校の事務職員の標準的な職務内容等を定めるため、倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱を制定するものです。

### 【制定要旨】

- 1 この訓令の目的を定めることとした。 (第1条関係)
- 2 事務職員の標準的な職務の内容を定めることとした。 (第2条、別表第1、別表第2関係)
- 3 事務職員の職務の遂行に関する留意事項を定めることとした。 (第3条関係)
- 4 この訓令に定めるもののほか、標準的職務内容の遂行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることとした。 (第4条関係)
- 5 この訓令は、令和4年4月1日から施行することとした。 (第5条関係)

## 倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱

### (目的)

第1条 この訓令は、倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年倉吉市教育委員会規則第3号）第15条の3第7号に規定する事務職員がつかさどる事務についての標準的な職務の内容を明らかにすることを通じ、倉吉市立小学校及び中学校の事務職員が校務運営により主体的かつ積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

### (事務職員の標準的な職務の内容)

第2条 事務職員がつかさどる事務についての標準的な職務の内容（以下「標準的職務内容」という。）は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

### (標準的職務内容の遂行に係る留意事項)

第3条 事務職員の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる標準的職務内容は、事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び協働により共に担う職務を示したものであり、校長が校務分掌に位置付けるに当たり、学校規模、職員体制、地域等の実情を踏まえ、事務職員の職位、経験年数等を考慮した上で、事務職員の専門性が十分に発揮され、能力の育成又は向上につながるようにすること。
- (2) 別表第2に掲げる標準的職務内容は、事務職員が主体的に担う職務を示したものであること。
- (3) 前2号の標準的職務内容を参考に、事務職員の校務分掌を定め、又は見直すこと。
- (4) 校務分掌に基づいて事務職員と他の教職員との間で適切に役割分担を図り、及び専門スタッフ、外部人材等との分担、連携、協働等が図られるようにすること。
- (5) 別表第1又は別表第2に掲げていない職務であっても、各学校の規模、職員の配置数及び経験年数、地域の状況等に応じて校長が必要と認めるものについては、別表第1又は別表第2に掲げる職務を整理した上で、事務職員の担任事項として校務分掌に定めることができること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事務職員が、他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、学校組織で唯一の総務・財務等に通じる専門職としての専門性を生かし、一定の責任をもって学校の事務の一部をその担任事項として取り扱わせ、より主体的かつ積極的に校務運営に参画できるようにすること。

### (その他)

第4条 この訓令に定めるもののほか、標準的職務内容の遂行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

事務職員と教職員が連携及び協働により担うもの

標準的職務内容		左の例
校務運営に関する こと	企画運営	職員会議、校内企画委員会等での提案
		校内組織（分掌・学年等）との協働・連携
		業務改善のための取組推進
		校務諸規定の策定及び諸規定の整理
	学校評価	学校評価から見える自校の課題解決に向けた取組への参画
	危機管理	信頼される学校づくりのためのコンプライアンスの推進
		安心安全な教育環境を提供するための危機管理マニュアル等策定への参画
		校内施設設備の安全管理と安全点検への参画
		校内危機管理対応への参画
	地域との連携・渉外	地域とともにある学校づくりのための取組への協働・参画
地域学校委員会への参画		
教育活動支援 に関する こと	教育資源の調達 と活用	教育効果をより高めるためのカリキュラムマネジメントの推進に必要な物的資源情報の蓄積と活用の推進
		地域人材等の教育資源情報の蓄積と活用
	行事活動	教育活動充実のための学校行事等の準備・運営への参画
情報管理に 関 する こと	情報管理・調査統計	校務運営に要する情報の蓄積・活用
		個人情報保護に関する事務や規定整備への参画
		効果的な情報発信の取組への参画
人事管理に 関 する こと	職員人事記録・給与	県費負担教職員の人事記録に関する情報の管理
		勤務時間及び休暇等職員の服務管理に関する こと

各学校においては、学校規模、職員体制、経験年数等を考慮した上で、校内の事務分掌を定めるように配慮すること。

別表第2（第2条、第3条関係）

事務職員が主体的に担うもの

標準的職務内容		左の例
情報管理に関すること	情報管理・調査統計	法規の整理及び保管
		教職員への公文書の適正管理に関する指導助言
		学校基本調査、その他調査統計のまとめ
		受信・発信文書に関する整理及び保管
学務管理に関すること	就学支援	児童生徒の就学援助費、特別支援教育就学奨励費及び遠距離通学費の受給に関する管理
	学籍管理・教科書	児童生徒の学籍情報管理
		児童生徒に関する各種証明書の発行
人事管理に関すること	学校事務研修 職員人事記録・給与	児童生徒の教科用図書は無償給与
		教職員への学校事務に関する指導助言、研修の企画運営
		県費負担教職員給与の支給
		県費負担教職員旅費の執行管理
		県費負担教職員の福利厚生
財務管理に関すること	施設設備・教材物品	県費負担教職員に関する各種証明書の発行
		施設設備、教材の整備計画の策定
	公費・公費外会計	物品の適正管理、有効活用の促進
		予算委員会の運営
		教育課程と連動した予算要求・執行計画の企画（カリキュラムマネジメント）
		公費外会計ガイドラインに沿った集金計画の立案、会計管理
事務全般	事務全般に関すること	財務規則や各種規定に基づいた予算の適正執行と決算
		監査・検査の対応
		事務全般に係る提案、助言
事務全般	事務全般に関すること	学校事務の総括、企画及び運営
		共同学校事務室の運営、事務職員の人材育成

議案第 43 号

倉吉市共同学校事務室運営要綱の制定について

次のとおり倉吉市共同学校事務室運営要綱を制定することについて、本委員会の承認を求める。

令和 3 年 11 月 22 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

## 倉吉市共同学校事務室運営要綱の制定について

### 【制定理由】

令和4年度から倉吉市立小学校及び中学校において実施する共同学校事務室について、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるよう倉吉市共同学校事務室運営要綱を制定するものです。

### 【制定要旨】

- 1 この訓令の趣旨を定めることとした。 (第1条関係)
- 2 共同学校事務室の目的を定めることとした。 (第2条関係)
- 3 共同学校事務室の室長及び室長補佐の職務を定めることとした。 (第3条関係)
- 4 共同学校事務室の運営について定めることとした。 (第4条関係)
- 5 共同学校事務室の業務の遂行について定めることとした。 (第5条関係)
- 6 室長の専決事項を定めることとした。 (第6条関係)
- 7 室長の専決事項の制限について定めることとした。 (第7条関係)
- 8 事務職員の本務校について定めることとした。 (第8条関係)
- 9 事務職員の服務について定めることとした。 (第9条関係)
- 10 倉吉市共同学校事務室運営協議会の設置、組織、運営等について定めることとした。  
(第10条関係)
- 11 この訓令に定めるもののほか、共同学校事務室の事務処理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることとした。 (第11条関係)
- 12 この訓令は、令和4年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

## 倉吉市共同学校事務室運営要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年倉吉市教育委員会規則第3号）第20条の8第5項の規定に基づき、共同学校事務室の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同学校事務室の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職員の専門性を生かせるよう、倉吉市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の運営全般に係る支援を行い、学校教育の充実を図ること。
- (2) 学校が直面する教育課題の複雑化・困難化に対応するために、管理職及び他の教職員との適切な業務分担を進め、学校の事務の機能を強化すること。
- (3) 事務職員がより主体的かつ積極的に学校の運営に参画するために、標準的職務の遂行を補完し、組織的に業務を行うことにより、学校規模による業務量の平準化並びに事務処理の効率化及び適正化を図ること。
- (4) 組織としての権限及び責任を明確にし、事務職員全体の能力向上を図ること。
- (5) 教育委員会と連携し、システムを通じた事務の標準化を図ること。
- (6) 事務に関する学校間連携の拠点として、連絡調整、情報発信、情報交換等を行うこと。

(室長等の職務)

第3条 室長は、共同学校事務室の事務を総括する。

2 室長は、共同学校事務室の事務を効率的かつ適正に処理するため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 共同学校事務室に係る運営案及び業務計画の策定並びに業務の進捗管理及び評価
- (2) 共同処理を行う業務に関する業務分担の決定、調整、進行管理等
- (3) 共同処理を行う業務の審査及び点検の総括
- (4) 第6条の規定により室長の専決事項とされた事務の決裁
- (5) 構成校の各学校長（以下「構成校校長」という。）との連絡調整
- (6) 教育委員会との連絡調整及び関係機関との連携
- (7) 構成校の校務運営への参画
- (8) 室員への指導助言並びに室員の研修の企画及び運営
- (9) 前各号に掲げるもののほか、共同学校事務室で必要と認めた事務

3 室長補佐は、共同学校事務室の業務が円滑に行われるよう室長を補佐し、業務の運営及び進行管理を行い、室長に事故があるとき又は室長が欠けたときはその職務を代行する。

(運営)

第4条 室長は、年度当初に、共同学校事務室において処理する業務等について、構成校校長と協議して事業計画を作成し、教育委員会へ報告しなければならない。

2 前項の事業計画を変更する必要があるときは、室長は、構成校校長の承認を得て、教育委員会へ報告するものとする。

3 室長は、年度末に、当該年度に共同学校事務室において処理した業務等に関する評価を行い、教育委員会に報告しなければならない。

(業務の遂行)

第5条 共同学校事務室の業務は、当該共同学校事務室の構成校の事務職員が参集して遂行するほか、各構成校においても業務分担等に基づき、組織的に遂行するものとする。

(専決事項)

第6条 構成校校長は、その権限に属する事務の処理に関し、次に掲げる事務を室長に専決させることができる。

- (1) 県費負担教職員の給与に関する証明又は報告に関すること。
- (2) 県費負担教職員の旅費に係る請求の確認及び審査に関すること。
- (3) 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認並びにその手続に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、所掌事務に係る定例的な照会、回答、報告、調査及び督促に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

2 前項の規定により専決したときは、室長は、必要に応じ、専決した事項に係る構成校校長に報告しなければならない。

(専決の制限)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、専決することができない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められるとき。
- (2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議が生ずるおそれがあると認められるとき。

(本務校)

第8条 共同学校事務室の事務職員は、それぞれの所属する学校を本務校とする。

(服務)

第9条 共同学校事務室の事務職員の服務監督は、本務校の校長がこれを行う。

2 構成校校長は、第5条の事業計画に基づき、当該校を本務とする事務職員に構成校への出張を命ずるものとする。

(倉吉市共同学校事務室運営協議会)

第10条 共同学校事務室の円滑かつ効果的な運営を図るため、倉吉市共同学校事務室運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 教育長
- (2) 構成校校長
- (3) 室長、室長補佐及び室員
- (4) 教育委員会事務局の学校教育課長及び担当者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 協議会に会長1人を置き、教育長をもって充てる。

4 協議会の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その主宰の下に、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 共同学校事務室による効果的かつ効率的な事務処理
- (2) 共同学校事務室による学校の管理運営全般の支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、共同学校事務室に関する事項

6 協議会の事務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、共同学校事務室の事務処理に関し必要な事項は、教育委員会  
が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 44 号

倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 57 年倉吉市条例第 33 号）の一部を変更することについて、本委員会の承認を求める。

令和 3 年 11 月 22 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

## 倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### 【改正理由】

現在の倉吉市営ラグビー場の位置に県立美術館が整備されることから、令和4年1月4日にその土地所有権を鳥取県に移転することに伴い、倉吉市営ラグビー場を廃止する必要があるため、倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年倉吉市条例第33号）の一部を改正するものです。

### 【改正要旨】

- 1 体育施設から倉吉市営ラグビー場を削ることとした。 (第2条、第5条関係)
- 2 利用料金上限表から倉吉市営ラグビー場を削ることとした。 (別表関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、令和4年1月4日から施行することとした。 (改正附則関係)

倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年倉吉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																																																																													
<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、倉吉市体育施設（以下「体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市営相撲広場</td> <td>倉吉市葵町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間及び休場日)</p> <p>第5条 体育施設の利用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用時間及び休場日を変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> <th style="text-align: center;">休場日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市営相撲広場</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中別表倉吉市営野球場の項及び倉吉市営庭球場の項の規定は昭和59年5月1日から、第2条の表の改正規定は昭和59年6月1日から施行する。</p> <p>別表（第11条関係） 利用料金上限額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市営相撲広場</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	位置	略		倉吉市営相撲広場	倉吉市葵町	略		施設の名称	利用時間	休場日	略		略	倉吉市営相撲広場	略		略			施設の名称	区分	単位	金額	略				倉吉市営相撲広場	略			<p>(設置)</p> <p>第2条 スポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため、倉吉市体育施設（以下「体育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市営相撲広場</td> <td>倉吉市葵町</td> </tr> <tr> <td>倉吉市営ラグビー場</td> <td>倉吉市駄経寺町二丁目</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間及び休場日)</p> <p>第5条 体育施設の利用時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用時間及び休場日を変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> <th style="text-align: center;">休場日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市営相撲広場</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市営ラグビー場</td> <td style="border: 2px solid black;">午前8時30分から 午後7時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中別表倉吉市営野球場の項及び倉吉市営庭球場の項の規定は昭和59年5月1日から、第2条の表の改正規定及び別表の改正規定中別表倉吉市営ラグビー場の項の規定は昭和59年6月1日から施行する。</p> <p>別表（第11条関係） 利用料金上限額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉市営相撲広場</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="border: 2px solid black;">倉吉市営ラグビー場</td> <td rowspan="3" style="border: 2px solid black;">専用利用</td> <td>4時間以内</td> <td style="border: 2px solid black;">2,210円</td> </tr> <tr> <td>4時間を超え 8時間以内</td> <td style="border: 2px solid black;">4,410円</td> </tr> <tr> <td>延長1時間に</td> <td style="border: 2px solid black;">550円</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	位置	略		倉吉市営相撲広場	倉吉市葵町	倉吉市営ラグビー場	倉吉市駄経寺町二丁目	略		施設の名称	利用時間	休場日	略		略	倉吉市営相撲広場	略		倉吉市営ラグビー場	午前8時30分から 午後7時まで		略			施設の名称	区分	単位	金額	略				倉吉市営相撲広場	略			倉吉市営ラグビー場	専用利用	4時間以内	2,210円	4時間を超え 8時間以内	4,410円	延長1時間に	550円
施設の名称	位置																																																																													
略																																																																														
倉吉市営相撲広場	倉吉市葵町																																																																													
略																																																																														
施設の名称	利用時間	休場日																																																																												
略		略																																																																												
倉吉市営相撲広場	略																																																																													
略																																																																														
施設の名称	区分	単位	金額																																																																											
略																																																																														
倉吉市営相撲広場	略																																																																													
施設の名称	位置																																																																													
略																																																																														
倉吉市営相撲広場	倉吉市葵町																																																																													
倉吉市営ラグビー場	倉吉市駄経寺町二丁目																																																																													
略																																																																														
施設の名称	利用時間	休場日																																																																												
略		略																																																																												
倉吉市営相撲広場	略																																																																													
倉吉市営ラグビー場	午前8時30分から 午後7時まで																																																																													
略																																																																														
施設の名称	区分	単位	金額																																																																											
略																																																																														
倉吉市営相撲広場	略																																																																													
倉吉市営ラグビー場	専用利用	4時間以内	2,210円																																																																											
		4時間を超え 8時間以内	4,410円																																																																											
		延長1時間に	550円																																																																											

			つき	
略				
備考				
略				

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する

議案第 45 号

倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱の制定について

次のとおり倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱を制定することについて、本委員会の承認を求める。

令和 3 年 11 月 22 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

## 倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、市内の義務教育段階にある児童生徒が「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、鳥取県教育委員会により「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校以外の施設（以下「フリースクール」という。）又は教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者（以下「保護者等」という。）の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と同表の第5欄のいずれか低い額を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 親権者の当該年度（フリースクール又は教育支援センターに通所した日の属する年度。当該通所した日が4月から6月までにあつては、前年度をいう。以下同じ。）の県民税所得割額と市民税所得割額が確認できる書類（所得課税証明書の写し、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し等）
- (2) 対象経費の支払い状況が確認できる書類（購入した通学定期券又はその写し、施設が発行した通所経費の領収書の写し等）

(交付決定)

第5条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付請求書（様式第2号）により、補助金を請求するも

のとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金実績報告書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行し、令和3年4月1日以降に生じた補助対象経費の支払いについて適用する。

別表(第3条関係)

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額
義務教育段階にある児童生徒のフリースクール又は教育支援センターへの通所	フリースクール又は教育支援センターに通所する児童生徒の保護者等であつて、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 当該年度の親権者の県民税所得割額と市民税所得割額の合算額が、257,500円未満であること。 (2) 児童生徒及び親権者が倉吉市に住所を有すること。 (3) その他対象経費の補助を別に受けていないこと。	義務教育学校段階にある児童生徒がフリースクール又は教育支援センターに通所するために、保護者等が負担する次に掲げる経費 (1) 通所費 (2) 通所に係る交通費	10/10	【通所費(毎月支払う定額分)】 児童生徒1人あたり月額13,200円 【交通費】 小学生は1人あたり月額3,000円 中学生は1人あたり月額6,000円

令和 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住所  
(保護者等)

氏名 ㊦  
(電話番号 )

補助金等交付申請書

倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金の交付を受けたいので、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

また、申請要件の確認のため、必要な範囲において市が対象児童生徒及び世帯の個人に関する情報を調査することに同意します。

記

- 1 補助事業等の名称 倉吉市フリースクール利用料助成事業
- 2 対象児童生徒氏名
- 3 算定基準額（見込み） 円
- 4 交付申請額 円
- 5 添付書類
  - (1) 対象児童生徒がフリースクールへ入校していることが確認できる書類
  - (2) 対象費用の金額が確認できる書類
  - (3) 支払済の対象費用について助成を受けようとする場合、対象費用の支払状況が確認できる書類

令和 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住所  
(保護者等)

氏名 ⑩  
(電話番号 )

補助金等支払請求書

令和 年 月 日付受教第 号で交付決定のあった倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金の支払いについて、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業等の名称 倉吉市フリースクール利用料助成事業
- 2 交付決定額 円
- 3 支払請求額 円
- 4 精算払、概算払の別 概算払
- 5 添付書類  
(1) 交付決定通知書の写し  
(2) 概算払通知書の写し
- 6 振込先  
銀行名 ( ) 支店名 ( )  
口座番号 ( ) 預金種別 ( 普通 ・ 当座 )  
名義人カナ ( )

令和 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住所  
 (保護者等)  
 氏名  
 (電話番号 )

補助事業等実績報告書

令和 年 月 日付受教第 号で交付決定のあった倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金の実績について、倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

補助金等の名称	倉吉市フリースクール利用料助成事業補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績	円	円
差引	円	円
添付書類	対象費用の支払状況が確認できる書類	

## 長期休業期間中の学校閉庁日について

学校教育課

### 1 夏季休業中の学校閉庁

令和4年8月8日（月）～15日（月）

### 2 冬季休業中の学校閉庁

令和4年12月27日（火）～28日（水）

令和5年1月4日（水）

\*年末年始休業：令和4年12月29日（木）

～令和5年1月4日（水）

### 3 令和3年度卒業式・修了式、令和4年度入学式・始業式

・令和3年度 中学校卒業式：3月11日（金）

小学校卒業式：3月18日（金）

\*倉吉養護学校卒業式：3月14日

倉吉市立小中学校修了式：3月24日（木）

・令和4年度 倉吉市立小中学校始業式：4月12日（火）

入学式：4月13日（水）

\*倉吉養護学校入学式：4月12日、琴の浦高等学校入学式：4月8日

\*年間授業日数：204日

## 令和3年度末倉吉市学校教職員人事異動方針

本市学校教育の充実発展と教育水準の向上を期するため、次の方針により人事異動を行う。

- 1 年齢や性別等にとらわれることなく、幅広く多様な経験を有し、優れた識見と指導力を備えた人材の管理職登用に努める。
- 2 地域間、学校間の格差が生じないよう教職員の適正な配置に努める。
- 3 同一校の勤務期間が長くなる傾向をできるだけ排除して人事の刷新を期するとともに、短期間の異動は努めて避ける。
- 4 特別支援教育、特別の配慮を必要とする地域における教育の充実を図るため、教職員の配置と人事交流について考慮する。
- 5 各学校長の意見具申を尊重して、県教育委員会への人事異動内申を行う。
- 6 加配については、本年度の取組の成果を加味し配置を行う。

倉吉市教育委員会